

人事労務通信

社会保険労務士法人 金丸労務管理事務所
 所長 金丸 憲史
 〒880-0014 宮崎市鶴島2丁目13番24号
 TEL (0985)22-6300 FAX (0985)22-6527
<http://www.kanemaru-roumu.jp>

CONTENTS

| page | |
|------|---|
| 1 | 中小企業の働き方改革に関する調査 モバイルワーク、効果あるが導入進まず |
| 2 | 特集 人手不足・長時間労働の悪循環に陥っていませんか？ 働きやすく生産性の高い職場で好循環に |
| 4 | TOPICS <ul style="list-style-type: none"> ●産業医へ長時間労働者の氏名報告が義務化 ●転勤に関する雇用管理のヒントと手法 ●「同一労働同一賃金」法整備の作業が進む ●外国人社員受け入れ企業必見！ポイントと好事例集 |
| 6 | すっきりわかる。社会保険 パートの社会保険、労使合意で適用したら、もう脱退できない？ |
| 7 | 助成金を活用しましょう 平成29年度「雇用保険制度」の 助成金・給付金の改正一覧 |
| 8 | 活かしていますか？就業規則 パートタイマーには 就業規則がなくても大丈夫？ |
| 8 | 労務ひとこと パワハラの原因は「上司と部下の コミュニケーションの少なさ」 |

中小企業の働き方改革に関する調査 モバイルワーク、効果あるが導入進まず

中小企業白書によると、中小企業のほぼ半分が人材不足を感じており、人材不足によって商機を活かせないといった不安が高まっているようです。こうした中、自主的な「働き方改革」によって人材不足に対応しようとする企業が増えています。

中小企業における「働き方改革」の現状はどうなっているのでしょうか。商工中金が4月に公表した調査結果では、図のように、改革の実施状況と効果が明らかになりました。

効果があるのに導入が進まない？

図の右上のグループ、「長時間労働の管理・抑制」「社員教育」「自己啓発の支援」「シニア層の活用」は、すで

に多くの中小企業が導入・実施しており、そのプラス効果も十分に感じています。

問題は左上の「効果は感じるが導入・実施が進まない」グループです。「在宅勤務」「モバイルワーク」「サテライトオフィス」「外国人労働者の活用」

は、適した仕事・職種がない（または対象者がいない）と考え、導入しない企業が多いようです。一方で、モバイルワークを導入済みの企業からは、特に営業の場で業務の効率化やプレゼンテーションの効果が上がったなどの意見が出ています。

